

(2) 局

ア 補助金の交付に関する判定基準を適切に定めるべきもの

東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金（前掲）における努力・実績加算の項目のうち、利用者の状態にあった車椅子の提供については、加算の指標として、「入所者の体の状態にあった車椅子等を提供するためのマニュアル（入所者の座位保持の状態のチェック方法、適当な車椅子の選択方法）の作成をした上で取組を実施している」と定められている。当該項目に係る加算額の平成25年度及び平成26年度の交付状況は、表13及び表14のとおりである。

ところで、各補助団体の実査において当該マニュアルの作成状況を見たところ、マニュアルに入所者の座位保持の状態のチェック方法や適当な車椅子の選択方法が具体的に記載されていないことや、入所者の体の状態にあった適当な車椅子が提供されていれば、指標を満たしたとして加算額が交付されていることが認められた。

このことについて、局は、入所者の各々の状態に応じた適当な車椅子を提供する体制が整えられていることが確認できれば、マニュアル自体は包括的な記載のものや既存のマニュアルを活用したもので差し支えないとしている。

車椅子の提供体制が当該加算額の交付の可否の判定基準であるならば、現状では、当該加算額の交付の可否の基準が要綱に明確に定められているとはいえない。明確な基準がない状態では、当該加算額の交付の可否が常に一定の判断とはならない恐れがあり適切でない。

局は、努力・実績加算の他の項目については明確な基準が定められていることを踏まえ、補助金の交付に関する判定基準を適切に定めらるべし。

(福祉保健局)

(表13) 「利用者の状態にあった車椅子の提供」に係る加算額の交付状況

年 度	交付施設数	当該加算額の交付金額合計
平成25年度	189施設	51,975,000円
平成26年度	202施設	63,428,000円

(表14) 「利用者の状態にあった車椅子の提供」に係る一施設当たりの加算額の算定

区 分	平成25年度	平成26年度
当該項目のポイント数	A	3
全施設の獲得ポイント数の総計	B	7,400
努力・実績加算額の総額	C	7,842
算定金額	$D = A / B \times C$	822,315,000円
		275,000円
		314,000円

(注) 算定金額は、千円未満の端数切捨て

日本赤十字社など6団体

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

(1) 監査対象団体

都が「東京都救命救急センター施設整備等補助金交付要綱」に基づき補助金（以下「救命救急センター施設整備等補助金」という。）を交付している団体のうち、表1の日本赤十字社など6団体（11施設）を監査対象とした。これらの団体については、救命救急センター施設整備等補助金とともに、周産期母子医療センター運営費等補助金、周産期母子医療センター施設整備等補助金、医療施設耐震化緊急整備事業補助金など、都が医療提供体制の整備を目的として交付しているその他の補助金についても併せて監査を実施した。

なお、救命救急センター施設整備等補助金及び補助対象施設の規模は、表2のとおりである。

(2) 監査対象局

福祉保健局

(表1) 監査対象団体

日本赤十字社
日本赤十字社東京都支部
学校法人日本大学
学校法人日本医科大学
学校法人東京医科大学
学校法人帝京大学

（表2）救命救急センター施設整備等補助金及び補助対象施設の規模

区分	平成25年度		平成26年度	
	交付金額 (千円)	施設数	交付金額 (千円)	施設数
運営費				
補助金の総交付金額	(A) 1,145,748	16	1,450,630	16
監査対象団体に対する補助金交付額	(B) 908,159	9	891,259	9
比率	(B/A) 62.8%	56.3%	61.4%	56.3%
設備整備	平成25年度		平成26年度	
	交付金額 (千円)	施設数	交付金額 (千円)	施設数
補助金の総交付金額	(A) 213,328	11	279,877	13
監査対象団体に対する補助金交付額	(B) 102,409	6	115,120	7
比率	(B/A) 48.0%	54.5%	41.1%	53.8%

（注）救命救急センター施設整備等補助金の補助対象事業は、次のとおりである。

- ①施設整備：救命救急センターとして必要な各部門（病棟、診療棟、その他）の新築・増改築に要する工事費（平成25年度・平成26年度ともに実績なし）
  - ②設備整備：救命救急センターとして必要な医療機器、トクターカー及びトクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費
  - ③運営費：救命救急センターの運営に必要な経費（給与費、材料費、経費、その他費用等）
- 2 団体の概要
- (1) 団体の概要
- 今回、監査対象とした日本赤十字社など6団体は、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）又は私立学校法（昭和24年法律第270号）により設立された団体であり、それぞれ医療法（昭和23年法律第205号）、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等に基づき、病院又は大学附属病院を設置している。
- 都は、これら各病院を「救命救急センター」、「災害拠点病院」、「総合周産期母子医療センター」、「地域周産期母子医療センター」等に指定・認定し、救急・災害医療や周産期医療など、各種医療提供体制の整備を図っている。
- 監査対象とした各団体における補助対象施設は、表3のとおりである。

（表3）監査対象団体及び施設（補助対象施設のみ）（平成27.3.31現在）

団体名	施設の名称	所在地	施設規模	診療科目等
日本赤十字社	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾	708床	内科、外科、整形外科、救命救急センター、総合周産期母子医療センター、災害拠点病院等
	武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町	611床	総合診療科、循環器科、消化器科、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、災害拠点病院等
日本赤十字社 東京都支部	大森赤十字病院	大田区中央	344床	内科、外科、消化器科、救命救急センター、総合周産期母子医療センター、災害拠点病院等
	葛飾赤十字産院	葛飾区立石	113床	産科、婦人科、小児科、地域周産期母子医療センター等
日本赤十字社 日本大学	日本大学病院	千代田区神田駿河台	320床	内科、消化器科、外科、災害拠点病院等
	日本大学附属板橋病院	板橋区大谷口上町	1,037床	救命救急センター、総合周産期母子医療センター、災害拠点病院等
学校法人 日本医科大学	日本医科大学付属病院	文京区千駄木	897床	一般内科、一般外科、救命救急センター、地域及災害拠点中核病院等
	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山	401床	内科、外科、産科、救命救急センター、周産期連携病院、災害拠点病院等
学校法人 東京医科大学	東京医科大学病院	新宿区西新宿	1,015床	総合診療科、神経内科、小児科、地域及災害拠点中核病院等
	東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町	610床	循環器内科、産科、婦人科、救命救急センター、内科、神経内科、外科、産科
学校法人 帝京大学	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀	1,082床	救命救急センター、産科、総合周産期母子医療センター、地域及災害拠点中核病院等

3 都との関係

都は、日本赤十字社など6団体（11施設）に対し、医療提供体制の整備を目的として、平成25年度に3億2,276万余円、平成26年度に2億8,418万余円の補助金を交付している。

(1) 補助金の概要

監査対象とした補助金のうち、主なものの補助目的・対象経費等は、表4から表8のとおりである。

(表4) 主な救急医療関係補助金

補助金名	補助目的	対象経費	算定方法(基準額は平成26年度)	補助率
救命救急センター施設整備等補助金 (救命救急センター施設整備等補助金交付要綱)	救命救急センターの整備及び運営事業に対し補助金を交付することにより、重症・重症救急患者の医療を確保するのと同時に救急医療の体系的整備を図る。	①救命救急センターとして必要な各部門(病棟、診療棟、その他)の新築・増改築に要する工事費 ②救命救急センターとして必要な医療機器、プログラマー及びプログラマーに搭載する医療を専門的に実行、併せて当該地域における救命医療の中心的機関として機能する医療機関である。	基準額と対象経費のいずれか少ない額に補助率を乗ずる。 ①基準額 ②医療機器整備: 251,640千円 プログラマー: 57,699千円 ③171,675千円×運営月数/12(30床の場合) プログラマー加算: 4,701千円 心臓病専門区加算: 13,272千円 脳卒中専門区加算: 13,272千円 など	①: 0.66 (国 0.33) (都 0.33) ②: 2/3 (国 1/3) (都 1/3) ③: 2/3 (国 1/3) (都 1/3)
救急医療機関間連携医師確保事業補助金 (救急医療機関間連携医師確保事業補助金交付要綱)	医療機関が支給する救急勤務医手当てに対して補助を行うことにより、過酷な勤務状況にある救急医療に従事する医師等の処遇改善を図ることにより、安定的な救急医療体制を確保し、もって都民の生命と健康を守る。	休日及び夜間において救急医療に従事する医師に対し支給する救急勤務医手当	基準額と対象経費のいずれか少ない額に補助率を乗ずる。 ①1人1回当たり 休日の昼間: 4,523円 休日の夜間: 6,220円	2/3 (国 1/3) (都 1/3)

(表5) 主な周産期医療関係補助金

補助金名	補助目的	対象経費	算定方法(基準額は平成26年度)	補助率
周産期母子医療センター施設整備等補助金 (周産期母子医療センター施設整備等補助金交付要綱)	総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの運営に要する費用(給付することにより、母体・胎児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療の確保など、体系的な周産期医療体制の整備を図る。	①周産期母子医療センターとして必要な各部門(新生児、産科)の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事給費 ②周産期母子医療センターとして必要な医療機器等の備品購入費	基準額と対象経費のいずれか少ない額に補助率を乗ずる。 ①周産期医療施設 ②周産期医療施設 小児医療施設 基準額: 1,300㎡ GCU(都単価) 基準単価: 150㎡ GCUとして必要 基準単価: 1㎡当たり184,000円 ②周産期医療施設: 46,072千円 小児医療施設: 32,400千円 GCU: 21,600千円(都単価) など	総合: 2/3 (国 1/3) (都 1/3) 地域: 1/2 (国 1/3) (都 1/6) 都単: 10/10 あるいは1/2
周産期母子医療センター施設整備等補助金 (周産期母子医療センター施設整備等補助金交付要綱)	総合周産期母子医療センターを有し、母体の救命救急への対応、ハイリスク妊娠に対する医療、高度な新生児医療等を担う。※地域周産期母子医療センターとは、産科・小児科(新生児)を備え、周産期に係る比較的高度な医療機関である。	①周産期母子医療センターとして必要な各部門(新生児、産科)の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事給費 ②周産期母子医療センターとして必要な医療機器等の備品購入費	基準額と対象経費のいずれか少ない額に補助率を乗ずる。 ①周産期医療施設 ②周産期医療施設 小児医療施設 基準額: 1,300㎡ GCU(都単価) 基準単価: 150㎡ GCUとして必要 基準単価: 1㎡当たり184,000円 ②周産期医療施設: 46,072千円 小児医療施設: 32,400千円 GCU: 21,600千円(都単価) など	総合: 2/3 (国 0.33) (都 0.33) 設置: 2/3 (国 1/3) (都 1/3) 都単: 1/2

（表6）主な災害時医療関係補助金

補助金名	補助目的	対象経費	算定方法（基準額は平成26年度）	補助率
医療施設前線化緊急設備事業補助金（医療施設前線化緊急設備事業補助金交付要綱）	建築基準法（昭和25年法律第201号）における新築基準（昭和56年6月1日施行）遡入以前に建築された未耐震の病棟等を有する都内の災害拠点病院等の耐震化整備を行うことにより、医療施設における安全性の向上を図るとともに震災時における適切な医療提供体制を確保し、もって国民の生命と健康を守る。	病棟部門、外来診療部門、手術患者部等での患者及び管理棟、ボイラールーム等の診療機能を維持するために必要な建物に係る耐震化を目的とした新築増建、増改築及び耐震補強工事に係る工事費又は工事請負費	基準額と対象経費のいずれか少ない ＜基準額＞ 基準面積：8,635㎡ 災害拠点病院・救命救急センター1㎡当たり276,000円 東京都指定二次救急医療機関・東京都指定精神科二次救急医療機関1㎡当たり165,000円	7/8 (国 4/8) (都 3/8)
NBC災害・子ども対策設備整備補助金（NBC災害・子ども対策設備整備補助金交付要綱）	NBC（核・生物・化学）災害及びテロの発生時において円滑な医療活動が実施できるよう、災害・救急医療体制の整備を図る。	NBC災害の被害者の診断等に必要となる医療機器等（測定器、防護服、検査キット等）の購入費	基準額と対象経費のいずれか少ない ＜基準額＞ 33,149千円	10/10 (国 1/2) (都 1/2)

（表7）主ながん医療関係補助金

補助金名	補助目的	対象経費	算定方法（基準額は平成26年度）	補助率
がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金（がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金交付要綱）	がん診療連携拠点病院（国拠点病院）においてがん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業を実施することにより、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制を確立する。	がん診療連携拠点病院機能強化事業に必要な経費（報酬、給料、給料、職員諸手当、共済費、備用品購入費等）	基準額と対象経費のいずれか少ない ＜基準額＞ 基本額 都道府県がん診療連携拠点病院：28,000千円 地域がん診療連携拠点病院：22,000千円	10/10 (国 1/2) (都 1/2)
がん診療連携拠点病院とは、専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備及び患者への相談支援や情報提供などの役割を担う病院として、都道府県の推薦に基づき国が指定した病院である。			都道府県がん診療連携拠点病院とは、都道府県内で中心的役割を果たすよう国が指定した病院で、原則として各都道府県に1か所置かれていて、各地域（2次医療圏）内で中心的役割を果たすよう国が指定した病院で、原則として各地域に1か所置かれていて、 都加算 医師緩和ケア研修事業：1,888千円 など	都加算は都

（表8）主な医療人材関係補助金

補助金名	補助目的	対象経費	算定方法（基準額は平成26年度）	補助率
認定がん診療病院機能強化事業補助金（認定がん診療病院機能強化事業補助金交付要綱）	認定がん診療病院が、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業を実施することにより、東京都民におけるがん医療水準の向上を図るとともに、都民に安心かつ適切ながん医療が提供される体制を確立する。	認定がん診療病院に必要経費（報酬、給料、職員諸手当、共済費、常用費、委託料、備品購入費等）	基準額と対象経費のいずれか少ない ＜基準額＞ 基本額：111,000千円 加算 医師緩和ケア研修事業：1,888千円 など	10/10
認定がん診療病院とは、国が指定するがん診療連携拠点病院と同等の高度な診療機能を有する病院として、都が独自に認定する病院である。			※認定がん診療病院とは、国が指定するがん診療連携拠点病院と同等の高度な診療機能を有する病院として、都が独自に認定する病院である。	

（注）「認定がん診療病院機能強化事業補助金」は、平成27年度から「がん診療連携拠点病院（都指定）機能強化事業補助金」に名称を変更している。

（表9）主ながん医療関係補助金

補助金名	補助目的	対象経費	算定方法（基準額は平成26年度）	補助率
医師勤務環境改善事業補助金（医師勤務環境改善事業補助金交付要綱）	病院が実施する医師の勤務環境を改善し医師の離職防止と定着を図る取組及び職域を離れた女性医師等の再就業を支援する取組に対し、都が必要経費を補助することにより、医療体制の安定的な確保に資する。	医師の勤務負担軽減を図る取組に要する経費（人件費等、施設整備費、設備整備費）	基準額と対象経費のいずれか少ない ＜基準額＞ 病院研修及び労務環境改善事業：11,140千円 相談窓口事業：7,098千円 チーム医療推進：6,700千円 など	1/2 (事業に占めて国と都の負担割合が異なる)
専門医認定支援事業補助金（専門医認定支援事業補助金交付要綱）	新たな専門医の任組みが円滑に構築されるよう、研修を行う医療機関に対する専門医の養成を行うことにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図る。	養成プログラムの作成に必要な人件費、賃金、旅費	基準額と対象経費のいずれか少ない ＜基準額＞ 3,269千円	1/2 (国 1/2)

（2）団体別補助金交付額  
監査対象とした日本赤十字社など6団体（11施設）に対する補助金の交付額は、表9のとおりである。

(表9) 団体別交付額

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額(千円)	
			平成25年度	平成26年度
日本赤十字社 東京都支部	武蔵野赤十字病院	救命救急センター 施設整備等補助金(運営費)	88,623	92,715
		救命救急センター 施設整備等補助金(設備整備)	11,297	10,387
		周産期母子医療センター 運営費等補助金	80,410	82,628
		周産期母子医療センター 施設整備費等補助金	—	24,911
		在宅移行支援病床 運営事業補助金	6,700	13,225
		在宅療養一時受入 支援事業補助金	135	15
		産科医等育成・確保 支援事業補助金	2,087	2,800
		災害拠点病院応急用資器材 整備事業に関する補助金	229	1,308
		がん診療連携拠点病院 機能強化事業補助金	16,193	21,493
		医師勤務環境改善事業補助金	2,462	—
		新人看護職員研修事業費補助金	1,327	1,949
		専門医認定支援事業補助金	—	1,634
		小計	209,463	253,065
		救命救急センター 施設整備等補助金(運営費)	110,930	114,219
		救命救急センター 施設整備等補助金(設備整備)	17,140	26,233
救急医療機関勤務医師 確保事業補助金	12,290	9,537		
周産期母子医療センター 運営費等補助金	32,311	32,196		
周産期母子医療センター 施設整備費等補助金	10,863	8,836		
産科医等育成・確保 支援事業補助金	1,716	1,500		
新生児医療担当医確保 支援事業補助金	621	560		
災害拠点病院応急用資器材 整備事業に関する補助金	—	267		
がん診療施設 整備費補助金	3,144	6,624		
がん診療連携拠点病院 機能強化事業補助金	17,465	17,436		
医師勤務環境改善事業補助金	9,948	5,723		

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額(千円)	
			平成25年度	平成26年度
日本赤十字社 東京都支部	武蔵野赤十字病院	新人看護職員研修事業費補助金	1,216	1,678
		小計	217,644	224,809
		救急医療機関勤務医師 確保事業補助金	5,057	—
		災害拠点病院応急用資器材 整備事業に関する補助金	12,012	39
		災害拠点連携病院衛星通信装置 整備事業に関する補助金	250	—
		がん診療施設 整備費補助金	248	1,398
		新人看護職員研修事業費補助金	727	960
		小計	18,294	2,397
		周産期母子医療センター 運営費等補助金	55,341	77,562
		周産期母子医療センター 施設整備費等補助金	16,828	34,681
		産科医等育成・確保 支援事業補助金	442	800
		新人看護職員研修事業費補助金	484	710
		認定看護師資格取得 支援事業費補助金	1,427	25
		小計	74,522	113,778
		救命救急センター 施設整備等補助金(運営費)	72,513	74,619
救急医療機関勤務医師 確保事業補助金	7,875	8,819		
医療施設耐震化緊急整備事業 補助金	1,005,139	986,371		
医師勤務環境改善事業補助金	1,449	—		
新人看護職員研修事業費補助金	361	530		
小計	1,087,337	1,070,339		
救命救急センター 施設整備等補助金(運営費)	98,693	102,422		
救命救急センター 施設整備等補助金(設備整備)	30,467	34,663		
救急医療機関勤務医師 確保事業補助金	20,782	26,551		
周産期母子医療センター 運営費等補助金	57,351	58,550		
周産期母子医療センター 施設整備費等補助金	25,448	21,793		

学校法人  
日本大学

日本大学  
附属板橋病院

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額 (千円)	
			平成25年度	平成26年度
学校法人 日本医科大学	日本医科大学 附属板橋病院	NBC災害・テロ対策設備 整備費補助金	6,657	9,898
		災害拠点病院応急用資器材 整備事業に関する補助金	180	—
		がん診療連携拠点病院 機能強化事業補助金	15,991	16,804
		新人看護職員研修事業費補助金	1,240	1,820
		専門医認定支援事業補助金	—	1,410
		小計	256,809	273,911
		救命救急センター 施設整備等補助金 (運営費)	106,129	109,590
		救急医療機関勤務医師 確保事業補助金	14,887	14,412
		休日・全夜間診療事業参画 医療機関施設整備費等補助金 (周産期連携病院 施設・設備整備費)	6,499	—
		医療施設耐震化緊急整備事業 補助金	575,111	27,423
		がん診療連携拠点病院 機能強化事業補助金	16,134	16,126
		医師勤務環境改善事業補助金	3,350	1,041
		新人看護職員研修事業費補助金	304	417
特定機能病院勤務医等 負担軽減支援事業補助金	—	3,193		
小計	722,414	172,202		
学校法人 日本医科大学	日本医科大学 多摩永山病院	救命救急センター 施設整備等補助金 (運営費)	93,822	91,708
		救命救急センター 施設整備等補助金 (設備整備)	14,655	14,447
		救急医療機関勤務医師 確保事業補助金	6,818	7,754
		休日・全夜間診療事業参画 医療機関施設整備費等補助金 (周産期連携病院 施設・設備整備費)	9,950	4,284
		災害拠点病院応急用資器材 整備事業に関する補助金	—	55
		がん診療施設 施設・設備整備費補助金	2,236	4,582
		認定がん診療病院 機能強化事業補助金	11,706	11,817
		新人看護職員研修事業費補助金	—	776
		小計	139,187	135,433

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額 (千円)			
			平成25年度	平成26年度		
学校法人 東京医科大学	東京医科大学病院	救命救急センター 施設整備等補助金 (運営費)	118,738	119,196		
		救命救急センター 施設整備等補助金 (設備整備)	17,621	9,269		
		救急医療機関勤務医師 確保事業補助金	12,189	12,938		
		周産期母子医療センター 運営費等補助金	28,505	25,475		
		周産期母子医療センター 施設整備費等補助金	9,973	10,326		
		産科医等育成・確保 支援事業補助金	2,100	2,466		
		新生児医療担当医確保 支援事業補助金	1,859	2,420		
		医療施設耐震化緊急整備事業 補助金	2,919	7,715		
		NBC災害・テロ対策設備 整備費補助金	210	575		
		災害拠点病院応急用資器材 整備事業に関する補助金	1,728	—		
		がん診療連携拠点病院 機能強化事業補助金	20,363	19,266		
		医師勤務環境改善事業補助金	1,213	1,304		
		新人看護職員研修事業費補助金	1,289	1,893		
		特定機能病院勤務医等 負担軽減支援事業補助金	—	11,214		
		小計	218,727	225,711		
		学校法人 東京医科大学	東京医科大学 八王子医療センター	救命救急センター 施設整備等補助金 (運営費)	88,623	54,128
				救命救急センター 施設整備等補助金 (設備整備)	—	9,503
救急医療機関勤務医師 確保事業補助金	8,678			9,688		
がん診療連携拠点病院 機能強化事業補助金	11,932			15,919		
医師勤務環境改善事業補助金	—			1,195		
新人看護職員研修事業費補助金	947			1,820		
専門医認定支援事業補助金	—	383				
小計	110,180	92,636				

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額（千円）	
			平成25年度	平成26年度
学校法人 帝京大学 医学部附属病院	帝京大学 医学部附属病院	救命救急センター 施設整備等補助金（運営費）	130,068	132,662
		救命救急センター 施設整備等補助金（設備整備）	11,229	10,618
		救急医療機関勤務医師 確保事業補助金	—	6,156
		周産期母子医療センター 運営費等補助金	64,119	74,806
		周産期母子医療センター 施設整備費等補助金	4,476	14,317
		災害拠点病院応急用資器材 整備事業に関する補助金	179	—
		がん診療施設 施設・設備整備費補助金	—	722
		がん診療連携拠点病院 機能強化事業補助金	16,825	17,740
		医師勤務環境改善事業補助金	—	986
		新人看護職員研修事業費補助金	1,289	1,893
		小計	228,185	259,900
		合計	3,282,762	2,824,181
		うち救命救急センター施設整備等補助金（運営費）	908,159	891,259
		うち救命救急センター施設整備等補助金（設備整備）	102,409	115,120
その他の補助金	2,272,194	1,817,802		

（注）各補助金額については、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしないため、合計に一致しない場合がある。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

- 1 監査の範囲  
平成25年度及び平成26年度の事業について実施した。
- 2 実地監査期間  
（1）福祉保健局 平成27年9月10日及び同月25日  
（2）団 体 平成27年9月11日から同月24日まで  
団体別実地監査期間は、表10のとおりである。

（表10）団体別実地監査期間

月 日	団体名	団体名	団体名	団体名
9月11日	日本赤十字社 （日本赤十字社 医療センター）	日本赤十字社 （武蔵野赤十字病院）	学校法人帝京大学 （帝京大学医学部 附属病院）	学校法人日本医科大学 （日本医科大学 付属病院）
9月14日	日本赤十字社 （日本赤十字社 医療センター）	日本赤十字社 （武蔵野赤十字病院）	学校法人帝京大学 （帝京大学医学部 附属病院）	学校法人日本医科大学 （日本医科大学 多摩永山病院）
9月16日		日本赤十字社 （武蔵野赤十字病院）	学校法人東京医科大学 （東京医科大学病院）	学校法人日本大学 （日本大学病院）
9月17日		日本赤十字社 （大塚赤十字病院）	学校法人東京医科大学 （東京医科大学病院）	学校法人日本大学 （日本大学 附属板橋病院）
9月18日			学校法人東京医科大学 （東京医科大学 八王子医療センター）	学校法人日本大学 （日本大学 附属板橋病院）
9月24日		日本赤十字社 （葛飾赤十字産院）		

第4 監査の結果

1 補助対象事業の執行について

各団体が行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。  
その結果、別項指摘事項を除き、補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 局

ア 補助金における消費税の取扱いを適正に行うべきもの

福祉保健局は、都の医療提供体制の整備を目的として、各種の補助金を交付している。補助金の交付に当たっては、補助対象事業者が消費税の課税事業者であり、補助金の交付後に消費税の確定申告で課税売上にかかる消費税額から課税仕入にかかる消費税額を控除（以下「消費税仕入控除税額」という。）して納税した場合、補助金の交付は不課税取引であるが、補助事業として事業者が行う資産の譲渡等は課税取引となる。その結果、事業者は補助金に見合う分の消費税仕入控除税額については実質的に負担していないことになるため、事業者に返還を求めねばならない。この点、国や都では各種の補助金交付要綱等で、確定申告により消費税仕入控除税額が確定した場合には事業者は速やかに報告を行うこと、報告後、補助金に見合う分の消費税仕入控除税額の返還義務が生じる場合があることを補助金交付決定の条件として定めることで対応している。

ところで、補助金における消費税仕入控除税額の取扱いを見たところ、表11の補助金に

ついで、確定申告後の消費税仕入控除税額の報告及び返還義務について要綱等に定めがなく、適正でない。

局は、補助金における消費税の取扱いを適正に行われない。

(福祉保健局)

(表11) 要綱等に消費税仕入控除税額に関する記載がない補助金

種類	補助金
都単独補助事業	認定がん診療病院機能強化事業補助金
国庫補助事業	がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金 専門医認定支援事業補助金

(注) 補助の内容が人件費(手当など)に限られる補助金は、人件費が消費税の不課税取引であることから除外している。

公益財団法人東京観光財団

第1 監査の目的  
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 公益財団法人東京観光財団
- (2) 監査対象局 産業労働局

2 団体の概要

(1) 団体の概要

公益財団法人東京観光財団(以下「財団」という。)は、社団法人東京コンベンション・ビジネス・ビューロー(昭和36年10月設立の社団法人東京都観光連盟が平成9年12月に改称。平成15年10月31日に解散)の事業を引き継ぎ、平成15年10月15日に財団法人として設立された団体であり、平成23年4月、公益法人制度に基づき、財団法人から公益財団法人に移行している。

財団は、東京都の産業、技術及び歴史的、文化的資源を活用し、観光及びコンベンションの振興を図ることにより、我が国の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進を目的として、主に次の事業を実施している。

- ア 東京都をはじめ我が国への来訪者とコンベンションの誘致に関する事業
  - イ 東京都内の観光振興に関する事業
  - ウ 観光情報の発信に関する事業
  - エ 旅券申請に関する事業
- (2) 組織

財団は、事務所を新宿区山吹町346番地6に置き、役員27名(理事長1名、副理事長2名、専務理事1名、常務理事3名(うち都派遣職員1名)、理事17名、監事3名)(うち非常勤役員23名)及び職員48名(うち都派遣職員5名)で、3部をもって構成されている。

3 都との関係

(1) 補助金の交付

都は、財団が行う事業に対して、平成25年度に2億4,536万余円、平成26年度に3億6,565万余円を補助している。



財団に対する補助金の交付状況は、表1のとおりである。

(表1) 財団に対する補助金の交付状況

補助事業名 (補助要綱名)	平成25年度		平成26年度		補助率 (負担割合)
	補助対象額	補助金額	補助対象額	補助金額	
1 都市観光支援事業(管理運営事業) (公益財団法人東京観光財団補助金交付要綱)	74,850,257	74,850,257	79,919,485	75,919,485	10/10以内 (都単独)
2 都市観光支援事業(地域振興事業) (東京都地域振興事業補助金交付要綱)	7,418,986	7,418,986	9,539,218	9,539,218	10/10以内 (都単独)
3 ウェブサイトによる情報発信事業 (東京都観光情報発信事業補助金交付要綱)	61,249,067	61,249,067	109,640,800	109,640,800	10/10以内 (都単独)
4 ウェルカムカード (注1)の作成・配布事業 (ウェルカムカード作成等事業補助金交付要綱)	101,845,235	101,845,235	107,548,996	107,548,996	10/10以内 (都単独)
5 MICE(注2)情報発信の展開事業 (東京都MICE情報発信の展開事業費補助金交付要綱)	—	—	25,316,718	25,316,718	10/10以内 (都単独)
6 MICEプロモーション基盤の強化事業 (東京都MICEプロモーション基盤強化事業費補助金交付要綱)	—	—	19,627,301	19,627,301	10/10以内 (都単独)
7 報奨旅行等(注3)誘致・開催支援事業 (東京都報奨旅行等誘致・開催支援事業費補助金交付要綱)	—	—	18,059,847	18,059,847	10/10以内 (都単独)
合計	245,363,545	245,363,545	365,652,365	365,652,365	—

(注1) ウェルカムカードとは、観光客向けに観光情報を提供するために作成されるハンドメイド等をいう。  
 (注2) MICE(注2)とは、企業系会議(M:Meeting「ミティング」)、企業の報奨・研修旅行(I:Incentive「インセンティブ」)、国際会議(C:Convention「コンベンション」)及び展示会・イベント等(E:Exhibition/Event「エキシビション/イベント」)の総称をいう。  
 (注3) 報奨旅行等とは、MICE(注2)のうち、企業系会議(M:Meeting「ミティング」)、企業の報奨・研修旅行(I:Incentive「インセンティブ」)の総称をいう。

(2) 基金への出せん  
 都は、財団が実施するコンベンション誘致・開催支援事業の円滑な推進を図るため、財団の設置する「コンベンション開催助成基金」に対して、平成25年度及び平成26年度にそれぞれ1億800万円を出せんしている。

(3) 負担金の交付

都は、アジアからの旅行者の増加を図るため、「アジアからの旅行者誘致事業に係る協定」を財団と締結し、その負担金として、平成25年度3,923万円及び平成26年度3,945万円を交付している。

(4) その他の委託

都は、東京観光情報センター(都庁、京成上野、羽田空港)の管理運営業務等について委託しており、委託料は、平成25年度8億5,945万円及び平成26年度10億9,676万円となっている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成25年度(平成25.4.1～平成26.3.31)及び平成26年度(平成26.4.1～平成27.3.31)の事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 産業労働局 平成27年10月26日及び同年11月6日  
 (2) 団体 平成27年10月27日から同年11月5日まで

第4 監査の結果

1 団体の運営について

財団は、観光振興を図るため、「海外からの旅行者誘致」、「ビジネスイベント誘致」、「地域の観光振興」、「観光情報の発信」などの各事業を行っている。

今回の監査対象は、①補助事業として、財団の管理運営費、地域振興、観光情報の提供及び都内へのMICE誘致に関するもの、②出せん金事業として、都内への国際会議の誘致・開催支援に関するもの、③負担金事業として、アジアからの旅行者の誘致に関するものとなっている。

財団が行っている補助事業等について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、別項指摘事項を除き、補助金の算定等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 補助金の実績報告及び審査について  
 局は、財団に対して、東京ハンドメイドの作成等を行うウェルカムカード作成等事業について、ウェルカムカード作成等事業補助金交付要綱(平成24年3月30日付23産労働企第1073号。以下「ウェルカムカード作成等要綱」という。)により、また、国内外から

旅行者の誘致等を行うためウェブサイト上の運用等を行う観光情報発信事業について、東京都観光情報発信事業補助金交付要綱（平成24年3月30日付23産労観企第1072号。以下「観光情報発信要綱」という。）により、それぞれ補助金を交付している。ところで、この2つの補助金の執行状況について確認したところ、次のとおり不適正な点が認められた。

(ア) 補助対象経費の算定を適正に行うべきもの

ウェブサイト制作等要綱及び観光情報発信要綱によると、補助金の額は補助対象経費の10分の10以内となっているが、事業実施に伴い得られた広告収入額については、その2分の1の額を補助対象経費から控除している。

しかしながら、財団からの実績報告におけるこれらの広告収入額を見ると、ウェブサイト制作等事業については、表2のとおり、平成25年度は150万円、平成26年度は250万円が補助対象経費から控除されていた。また、観光情報発信事業についても、表3のとおり、平成25年度は50万円、平成26年度は85万円が控除されていた。

これらは、財団が、補助金の確定時における実績報告書において控除すべき広告収入額の算定を誤ったためであり、また、局においても補助金の審査が不十分であったことによるものである。

財団は、補助金対象経費の算定を適正に行うとともに、誤って受領した補助金を返還されたい。

局は、補助金交付額の確定に当たり審査事務を適正に行うとともに、財団に対して補助金の返還を求められたい。

(公益財団法人東京観光財団)  
(産業労働局)

(表2) ウェルカムカード作成等事業の補助金額のうち、補助対象経費から控除すべきであった広告収入額 (単位:円)

年度 (平成)	本来控除されるべきであった広告収入額 A	誤って控除された広告収入額 B	控除されていなかった広告収入額 A-B
25	4,702,000	3,202,000	1,500,000
26	4,239,000	1,739,000	2,500,000

(表3) 観光情報発信事業の補助金額のうち、補助対象経費から控除すべきであった広告収入額 (単位:円)

年度 (平成)	本来控除されるべきであった広告収入額 A	誤って控除された広告収入額 B	控除されていなかった広告収入額 A-B
25	638,400	138,400	500,000
26	2,757,115	1,907,115	850,000

(イ) 補助金の実績報告を適正に行うべきもの

財団は、ウェブサイト制作等事業及び観光情報発信事業を実施するために、表4のとおり、業務を委託している。これらの契約は、平成25年度に契約を締結し、同年度中に履行完了している。これらの経費について、財団は、平成25年度の補助金として申請し、実績報告すべきところを、誤って平成26年度の事業として実績報告を行い、局も誤って平成26年度の補助金として、32万1,720円を支出していることが認められた。

しかしながら、平成25年度に実施した事業について、平成26年度の補助事業とすることは適正でない。

財団は、補助金の実績報告を適正に行うとともに、年度を誤って申請し、受領した補助金を返還されたい。

局は、補助金交付額の確定に当たり審査事務を適正に行うとともに、財団に対して補助金の返還を求められたい。

(公益財団法人東京観光財団)  
(産業労働局)

(表4) 平成26年度の補助金で実施している平成25年度の契約 (単位:円)

事業	契約件名	契約金額	契約日	履行期限	検査日
ウェブサイト制作等事業	平成26年度ウェブサイト制作の原版(地図部分含む)製作委託における翻訳内容の翻訳・採点業務の委託	267,120	平成26年2月25日	平成26年3月18日	平成26年3月18日
観光情報発信事業	平成26年度東京の観光公式サイト「GO TOKYO」内美術館・博物館ページのコンテンツ製作業務委託における翻訳内容の翻訳・採点業務の委託	23,100	平成26年3月11日	平成26年3月12日	平成26年3月12日
	平成26年度SNSプラットフォーム(イブドネジヤ語・ベトナム語)によるFacebook運営業務委託における翻訳内容の翻訳・採点業務の委託	31,500	平成26年3月20日	平成26年3月26日	平成26年3月26日
	合計	321,720			

第5 運営状況の概要

1 財政面から見た都との関係

財団の会計は、公益事業を総理する公益目的事業会計、収益事業等を総理する収益事業等会計及び法人会計の3会計で構成されている。

財団の各会計における収支の状況について、平成25年度は表5のとおり、また平成26年度は表6のとおりである。平成26年度において、その財源に占める都からの収入の割合は93.7%となっている。

(表5) 平成25年度における財団の各会計に係る収支の内訳 (単位：千円)

項目	合計	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計
平成25年度収入額	1,239,963	1,180,893	68,449	620
都からの収入 (割合%)	1,144,051 (91.5%)	1,093,626 (92.6%)	50,424 (73.7%)	0 (0%)
補助金等収入	284,599	284,599	0	0
受託事業収入	859,451	809,027	50,424	0
他の収入 (割合%)	105,912 (8.5%)	87,266 (7.4%)	18,025 (26.3%)	620 (100%)
支出額	1,282,003	1,219,358	59,613	3,031

(注) 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。以下同じ。

(表6) 平成26年度における財団の各会計に係る収支の内訳 (単位：千円)

項目	合計	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計
平成26年度収入額	1,603,442	1,531,962	70,290	1,189
都からの収入 (割合%)	1,501,873 (93.7%)	1,449,616 (94.6%)	51,846 (73.8%)	409 (34.5%)
補助金等収入	405,108	404,698	0	409
受託事業収入	1,096,764	1,044,918	51,846	0
他の収入 (割合%)	101,569 (6.3%)	82,345 (5.4%)	18,444 (26.2%)	780 (65.5%)
支出額	1,601,847	1,537,835	60,900	3,111

2 補助事業等について

(1) 補助事業

補助事業の実績は、表7のとおりである。

(表7) 補助事業の実績

補助事業名 事業の概要	主な実績	
	平成25年度	平成26年度
1 都市観光支援事業(地域振興事業) 財団が補助事業を実施するために必要な人件費の一部を補助するもの	○管理運営費 74,850,257円 ・対象者 役員1名、都派遣職員6名(役員1、課長3、一般2)計7名	○管理運営費 75,919,485円 ・対象者 役員1名、都派遣職員6名(役員1、課長3、一般2)計7名
2 都市観光支援事業(地域振興事業) 都内を対象として行われる公益を目的とした地域観光振興事業に対して補助するもの	○助成金 7,418,986円 ・助成件数 11件	○助成金 9,539,218円 ・助成件数 18件
3 ウェブサイトによる情報発信事業 都内を対象として行われる公益を目的とした観光情報発信事業に対して補助するもの	○観光情報発信事業 61,249,067円 ・東京の観光公式サイト「60 TOKYO」の運営 8言語9種類	○観光情報発信事業 109,640,800円 ・東京の観光公式サイト「60 TOKYO」の運営 9言語10種類
4 ウェルカムカードの作成・配布事業 都内を対象として行われる公益を目的としたウェルカムカード作成等に対して補助するもの	○ウェルカムカード作成事業 101,845,235円 ・「ハチ」146万余部 ・「ハチ」が「ハチ」151万余部 ・「ハチ」192万余部	○ウェルカムカード作成事業 107,548,996円 ・「ハチ」192万余部 ・「ハチ」が「ハチ」184万部 ・「ハチ」100万部
5 MICE情報発信の展開事業 都内でのMICE誘致を促進するために行われる公益を目的とした情報発信事業に対して補助するもの	—	○事業費 17,734,718円 ・報奨旅行等販促プログラム作成 1,500部 ○人件費 7,582,000円
6 MICEプロモーション基礎の強化事業 都内へのMICE誘致を促進するために行う公益を目的としたプロモーション基礎の強化事業に対して補助するもの	—	○事業費 4,463,301円 ・「ハチ」プロモーション(注)加盟 5,669,330円 ○人件費 15,164,000円
7 報奨旅行等誘致・開催支援事業 都内での報奨旅行等の開催件数の増加を図るために行われる公益を目的とした誘致・開催支援事業に対して補助するもの	—	○誘致支援事業費 4,602,472円 ・助成件数 7件 ○開催支援事業費 5,669,330円 ・助成件数 10件 ○事務費 7,788,045円

(注) 「ハチ」プロモーション(注)は、国際会議誘致に積極的に取り組む主要都市のコンベンション・ビネローからなる。加盟都市が相互に持つ知見や情報の共有を通じ、会員都市の国際会議誘致を拡大させるため、平成12年(2000年)に設立された組織である。本部はマレーシア。平成26年4月14日現在、11団体加盟

(2) 出えんによる基金事業  
出えんによる基金事業の実績は、表8のとおりである。

(表8) 出えんによる基金事業の実績

基金名 (出えん契約名)	助成事業名	年度 (平成)	主な実績	基金の増減 (円)
コンベンション 開催助成基金  (コンベンション 誘致・開催支 援事業の実施に 係る出えん契 約)	コンベンシ ョン誘致資 金助成事業	25	[交付決定] 5件 8,400,000円 [助成] 5件 7,766,081円	前期繰越 基金受高 取崩額 7,766,081 残金(繰越) 233,919
		26	[交付決定] 1件 1,617,500円 [助成] 1件 116,066円	前期繰越 基金受高 取崩額 8,000,000 116,066 残金(繰越) 8,117,853
	コンベンシ ョン開催資 金助成事業	25	[交付決定] 5件 16,600,000円 [助成] 3件 7,181,045円	前期繰越 基金受高 取崩額 7,181,045 残金(繰越) 175,318,955
		26	[交付決定] 1件 20,000,000円 [助成] 5件 16,600,000円	前期繰越 基金受高 取崩額 16,600,000 223,718,955 残金(繰越) 0
	コンベンシ ョン開催支 援プログラ ム(誘致支 援事業)	25	[交付決定] 0件 [助成] 0件	前期繰越 基金受高 取崩額 35,000,000 0 残金(繰越) 35,000,000
		26	[交付決定] 0件 [助成] 0件	前期繰越 基金受高 取崩額 35,000,000 0 残金(繰越) 70,000,000
	合計	25	[交付決定] 10件 25,000,000円 [助成] 8件 14,947,126円	前期繰越 基金受高 取崩額 108,000,000 14,947,126 残金(繰越) 210,552,874
		26	[交付決定] 2件 21,617,500円 [助成] 6件 16,716,066円	前期繰越 基金受高 取崩額 108,000,000 16,716,066 残金(繰越) 301,836,808

(3) 負担金事業

「アジアからの旅行者誘致事業に係る協定」に基づく負担金事業の実績は、表9のとおりである。

対象経費は、海外一般市民向け又は海外旅行者向けのアロモーションに係る事業費であり、都はその一部を負担している。

(表9) 「アジアからの旅行者誘致事業に係る協定」に基づく負担金事業の実績 (単位：円)

年度 (平成)	事業内容	主な実績	事業費内訳	負担金額
25	中国での広告を活用したアロモーションの実施	中国、マレーシア、台湾、タイにおける東京観光情報の提供及びPRの実施	中国、タイ、マレーシアの旅行事業者20社を招聘し、商談会を実施	8,532,471
		中国、マレーシア、台湾、タイにおける東京観光情報の提供及びPRの実施	中国、タイ、マレーシアの旅行事業者20社を招聘し、商談会を実施	7,274,692
26	タイでの広告を活用したアロモーションの実施	中国、マレーシア、台湾、タイにおける東京観光情報の提供及びPRの実施	中国、タイの旅行事業者15社を招聘し、商談会を実施	9,286,530
		中国、マレーシア、台湾、タイにおける東京観光情報の提供及びPRの実施	中国、タイの旅行事業者15社を招聘し、商談会を実施	6,431,478
合計			43,564,448	39,456,000

職業訓練法人東京土建技術研修センター

(表1) センターに対する補助金交付状況

(単位：千円)

事業名 (補助規程等)	平成25年度		平成26年度		補助率 (負担割合)	
	補助 対象額	補助金額	補助 対象額	補助金額		
東京都事業内職業訓練 事業 (東京都事業内職業訓練 事業補助金交付規 程、東京都事業内職 業訓練事業補助金の 補助対象について、 東京都事業内職業訓 練事業補助金算出基 準について)	1 運営費	51,021	22,708	52,714	21,706	補助対象額の1/2又は 算出基準単価により算出 した額のいずれか低い額 (国1/4、都1/4)
	2 施設費	2,452	1,226	0	0	
	3 設備費	328	164	5,497	2,748	
合 計		53,802	24,098	58,212	24,455	

(注) 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成25年度(平成25.4.1～平成26.3.31)及び平成26年度(平成26.4.1～平成27.3.31)の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 産業労働局 平成27年9月15日及び同月29日  
(2) 団 体 平成27年9月16日

第1 監査の目的  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 職業訓練法人東京土建技術研修センター
- (2) 監査対象局 産業労働局

2 団体の概要

(1) 団体の概要

職業訓練法人東京土建技術研修センター(以下「センター」という。)は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による認定職業訓練その他職業訓練に関し必要な業務を行うことにより、職業人として有為な労働者の養成と労働者の経済的社会的地位の向上を図ることを目的として、平成6年9月に設立された法人で、主に次の事業を行っている。

- ア 会員の雇用する労働者及び求職者に対する認定職業訓練
- イ 職業訓練に関する情報及び資料の提供
- ウ 職業訓練に関する調査及び研究

(2) 組織

センターは、事務所を豊島区池袋一丁目8番6号に置き、役員12名(理事長1名、副理事長2名、専務理事1名、理事5名、監事3名)(うち非常勤役員11名)及び職員9名で構成されている。

3 都との関係

都は、センターが行う認定職業訓練の運営等の補助対象事業について、平成25年度2,409万余円、平成26年度2,445万余円の補助金を交付している。  
センターに対する補助金の交付状況は、表1のとおりである。